令和元年度　第２回北海道森林管理局保護林管理委員会（書面開催）
議事概要

１．　書面開催の概要

委員会資料配布日：令和２年３月２日

委員からの意見受付期間：令和２年３月２日～3月９日

２．　議事

（１）　生物群集保護林の地帯区分について

（２）　狩場山周辺の保護林拡充について

（３）　保護林モニタリング調査について

（４）　その他

３．　議事概要

（１）生物群集保護林の地帯区分について

（委員からの主な意見）

・ ３つの生物群集保護林（知駒、稚咲内、クッチャロ湖）の地帯区分については、各保護林の全域を保存地区とする提案で問題ない。

・ 保護林と送電線が隣接するような箇所では、維持管理に係る立木の伐採等について、柔軟に対応していただきたい。

・ 保護林近隣の開発事案についてどのような環境アセスメントが実施されているのか確認し、保護林への影響がある場合は積極的に保全策を講じるように働きかけるべき。

・ 保護林に限らず国有林に影響を及ぼし得る開発行為等について、日頃から積極的な情報収集を行うよう現場レベルで努力していただきたい。

・ 事業者が保護林との位置関係を計画段階で考慮し、保護林への影響を評価できるよう、環境省のアセス支援のデータベース（EADAS）へ保護林及び緑の回廊の区域を追加表示するよう働きかけるとともに、国有林でも保護林の存在とその意義をアピールする仕組みを整えるべき。

（事務局）北海道庁の環境アセスメント担当部局や環境省と連携を図り、情報収集を行うとともに、森林管理署においても日常的な情報収集に努める。隣接地での開発行為により保護林に影響が及ぶことが推測される場合は、関係行政機関とも連携して配慮を求めていく。なお、環境省アセスメントデータベースには、近日中に各種保護林や緑の回廊が追加されることを確認している。

・ 各保護林の地帯区分の取扱いを管理方針書に反映させるとともに、来年度の委員会で改訂した管理方針書を提示していただきたい。

・ 生物群集保護林の一覧表において、保護対象が不明確とされている保護林があるが、全域に価値があると認められた保護林として重要と考えられることから、記載の仕方を工夫すべき。

（事務局）生物群集保護林の保護対象については、保護対象が明確な場合のほか、保護林の生物群集の全体を保護対象としている場合もあることから、今後、当該資料を使う必要がある場合には、例えば保護対象を「明確」としたものを「個別対象」、「不明確」としたものを「区域対象」とするなどする。

（２）狩場山周辺の保護林拡充について

（委員からの主な意見）

・ 狩場山地の保護林拡充にむけた来年度調査計画については了承する。

・ 来年度の委員会では、地帯区分を含めた具体的な拡充範囲について、森林管理局の素案を提示していただきたい。

・ 拡充検討範囲における石灰岩植物を含む高山植物群落や、河川や河原等にみられる岩礫地植物群落は、この地域一帯の特徴的な植生環境を構成する重要な要素なので、今年度及び来年度の追加調査結果を踏まえて、泊川や大平川流域を網羅した保護林の拡充を考えるべき。

（事務局）来年度秋頃の第１回委員会において、調査結果を踏まえた保護林拡充の事務局案を提示してご意見をいただき、第２回委員会において、より精査した拡充区域案について委員会の承認を得たいと考えている。

・ 東狩場山 CAT スキーの拡大エリアの利用状況、地元による環境調査の内容とその調査結果について、来年度の委員会で報告いただきたい。

（事務局）地元の村では、環境調査を行って CAT スキーの影響をモニタリングしながら事業を継続実施しているので、来年度委員会において利用状況、調査内容、調査結果等について報告できるよう調整する。

・ クマゲラやクマタカのポテンシャルマップについて、現地調査により予測の精度を確かめていただきたい。

（事務局）これらのポテンシャルマップについては、現地調査結果や既存文献等を用いて、精度検証を試みることとする。

（３）保護林モニタリング調査について

（委員からの主な意見）

・ 峠山高山植物希少個体群保護林において、ホテイアツモリソウの花の一部がエゾシカに食べられているものの「影響は軽微」とされているが、個体数が少ない植物集団では繁殖個体も限られるため、集団の存続に影響を及ぼす懸念があり、希少植物にとっては大きな問題である。

・ 同保護林は、複数の希少種を含む下層植生が主たる保護対象であり、かつエゾシカによる採食圧を受けていることが明白なので、調査周期は変更せずに５年のままとすべき。

（事務局）芦別市教育員会により専門家を主体とした希少植物のモニタリング調査が毎年実施されていることから、当該保護林の評価にあたってはその成果も活用していくが、一方でその調査は保護林モニタリング調査とは調査手法が異なっていることもあるため、保護林モニタリング調査の周期は提案した 10 年ではなく５年のままとする。

・ 全体を通じてエゾシカの影響が気になる。林床植生だけではなく、樹皮剥ぎなど森林へも影響が及んでいないか確認していただきたい。

・ 高山地帯でのシカの影響は今後他の場所でも出てくる可能性があるので、今後の対策を考えるためにも、本州での対応状況等について情報収集したほうがよい。

・ 夕張岳生物群集保護林では高山植生の方形区調査の周期を 10 年から 5 年に短縮するとのことだが、シカの食害を受けていることから、1～2 年ごとの調査が必要と考える。

（事務局）保護林モニタリング調査としての方形区調査は 5 年ごととして、その間については職員による巡視等によってエゾシカの影響を継続的に観察することとし、被害状況によっては、他地域での対応手法も参考にしつつ、保護対策の検討を行うこととする。

・ 風倒等の自然攪乱が発生した保護林は、被害発生後の数年間は調査周期を短くして経過を観察する必要があると考える。

（事務局）今回報告した自然攪乱による影響が見られた希少個体群保護林は、調査プロット内で風倒木が発生したものの、保護林全体としての影響は比較的軽微であると考えている。自然攪乱による調査周期の短縮は、規模や発生原因によって検討していく。

・ 特定動物生息地保護林由来の希少個体群保護林については、特定動物の生息場として保護するのか、生息場を構成する植物種を保護するのかなどの考え方を整理する必要性がある。

（事務局）来年度以降に特定動物の生息状況も含めた現況調査を実施し、保護対象や保護林名称等の再度検討を行うこととする。

・ 来年度のモニタリング計画については了承する。

・ UAV を用いた定点観測については、積極的な導入が可能な場所での試行から始めてはどうか。また、撮影画像によって何をモニタリングするのかを決めておいたほうがよいのではないか。

（事務局）UAV による撮影は、有視界飛行による撮影が可能な場所での運用から始め、どのような解析が可能か検討していく。

（４）その他

（委員からの主な意見）

（保護林・緑の回廊内における令和元年度の各種行為の状況については、特に意見なし）

・ 森林を対象とした保護林の継続期間は通常の公文書の保存期間よりも長く、長期的な情報の継続性の確保が重要であることから、保護林管理方針書について、変更履歴とその理由の継承方法を検討していただきたい。

以　上